愛知県警察からのお知らせ(不法行為等の防止)

ベトナム人には、同国人からの頼みごとを断りにくい文化的・習慣的 背景があると言われていますが、

- ・ 金銭の貸し借り
- ・ 在留カード等の身分証や健康保険証の貸し借り
- ・ 偽造身分証の販売や斡旋
- ・ 不法就労先の紹介や斡旋
- ・ 銀行口座や通帳、キャッシュカード等の売買、譲り渡し
- ・ 正規の方法によらない携帯電話の売買
- ・ インターネットを通じた出処不明の品物の売買
- ・ 非合法なギャンブル

といった行為は、トラブルの原因となるだけでなく、その行為自体が<u>犯罪</u>となる可能性 があります。**友人等に誘われたり頼まれたりしても、絶対にやめましょう**。

金銭の貸し借りや違法なギャンブルによる金銭トラブルが逮捕監禁事件に発展した ケースが多数報告されています。

日本では、法律で認められている以外の**ギャンブルは違法**であり、主催者だけでなく、 参加者も処罰されます。

インターネット上の書き込みを原因とするトラブルも発生しています。相手の顔が見えないインターネット上では、必要以上に相手に対して攻撃的になりがちです。論争が 過熱し、実際に会って相手を殺傷した事例もあります。無用の論争や誹謗中傷はやめま しょう。

上記のような話を見聞きした場合は、最寄りの警察署か、警察相談専用電話「#9110」 に知らせてください。今、まさに事件・事故が起きている場合には緊急通報「110」に 電話してください。

同国人の不法行為を警察に知らせることは裏切りではありません。不法行為をしている人こそが、ベトナム人の尊厳を損なう裏切り行為をしているのです。

正しいルールを理解し、みんなが安心して暮らせる社会にするため、協力をお願いします。

を察署、相談電話には通常、ベトナム語ができる職員はいません。日本語が話せない場合は、日本語ができる人を同伴するか、予め警察署に電話して、警察側でベトナム語の通訳を手配するよう相談してください。



